

○高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則

平成26年9月9日

佐賀県教育委員会規則第12号

改正 平成30年6月29日教委規則第10号

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則をここに公布する。

高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校授業料の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立学校授業料等徴収条例（昭和23年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第2条第3項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立高等学校の授業料の全部又は一部の免除（以下「授業料の減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免)

第2条 条例第2条第3項に規定する教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときは、**高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項**に該当しないときとする。ただし、高等学校等就学支援金その他の授業料に充てるための支援金（以下「就学支援金等」という。）の受給資格を有する場合であって、これらの受給資格の認定の申請を行わないときを除く。

2 授業料の減免の額は、別に定める基準により、授業料の全額又は支給される就学支援金等の額を超える授業料の額とする。

(減免の始期及び終期)

第3条 授業料の減免は、次条第1項の規定により申請書が提出された日の属する月から開始し、その翌年度（その日が4月1日から6月30日までの場合にあっては、その日の属する年度）の6月をもって終わる。ただし、特に必要があると認めるときは、始期又は終期を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、最終の学年の7月以後の月に申請を行う場合にあっては、

その月の属する年度末を終期とする。

(減免の手続)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、在学する県立高等学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、佐賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。ただし、就学支援金等の受給資格の認定の申請を行っている者にとっては、当該減免申請書を提出したものとみなす。

2 前項の場合において、校長は、当該申請書に授業料の減免に関する意見書(様式第2号)を添付して、これを教育長に送付するものとする。

(減免の決定及び通知)

第5条 教育長は、前条の授業料減免申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは授業料の減免を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により授業料の減免を決定したときは、授業料減免決定通知書(様式第3号)を校長を経由して当該申請者に交付し、授業料の減免を行わない旨の決定をしたときは、その旨を校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

3 校長は、第1項の規定にかかわらず、授業料の減免の決定に関して専決することができる。

4 校長は、前項の規定により専決を行った場合には、授業料減免報告書(様式第4号)により教育長に報告しなければならない。

(届出)

第6条 前条の規定により授業料の減免を受けている者は、第4条第1項の授業料減免申請書に記載した事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を校長を経由して教育長に届け出なければならない。

(減免の取消し等)

第7条 教育長は、授業料の減免を受けている者が授業料の減免の要件を欠くに至ったと認めるときは、当該授業料の減免を取り消し、又はその額若しくは終期を変更することができる。

2 偽りの申請その他の不正な手段によって授業料の減免の決定を受けたときは、当該減免の決定を取り消すものとする。

3 第5条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合について準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、授業料の減免について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年度分の減免については、「申請書が提出された日」とあるのは、「減免の事由が発生した日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成30年教委規則第10号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

授業料減免申請書			
			年 月 日
佐賀県教育委員会教育長 様			
ふりがな			
生徒の氏名			
佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年佐賀県条例第17号)第2条第3項の規定により、次のとおり授業料の減免を申請します。			
申請の理由			
減免申請期間	年 月 から 年 月 まで		
就学支援金受給履歴	<input type="checkbox"/> 受給したことがない	<input type="checkbox"/> 受給したことがある	
学び直し支援金受給履歴	<input type="checkbox"/> 受給したことがない	<input type="checkbox"/> 受給したことがある	
学校名		課程	全日制・定時制・通信制
学科	科	学年	年
生徒の生年月日	年 月 日		
生徒の住所			
在学期間	年 月 日 ~ 現在に至る		
上記のうち休学等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
ふりがな			
保護者等の氏名			
生徒との続柄			
記入上の注意			
1 生徒の氏名及びふりがなは、生徒本人が署名してください。(保護者等による代筆も可能です。)			
2 裏面の過去の在学期間も含め、全て記入ください。			
3 4~6月申請の場合は当該年度6月まで、7~3月申請の場合は翌年度6月まで、卒業年度申請の場合は当該年度末までを申請期間の限度とします。			
添付書類			
1 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合算額が確認できる証明書等(写しでも可) (4~6月に申請するときは前々年の所得を証明するもの、7月~翌年6月に申請するときは前年の所得を証明するもの。)			
2 1のほか、必要な書類の提出を求める場合があります。			
この様式に記載された個人情報は、授業料の減免の決定に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。			

(裏)

高等学校等の過去の在学期間について

学校名	立		高等学校	
課程	全日制・定時制・通信制	学科	科	
在学期間	年 月 日	～	年 月 日	
上記のうち休学等の期間	年 月 日	～	年 月 日	

学校名	立		高等学校	
課程	全日制・定時制・通信制	学科	科	
在学期間	年 月 日	～	年 月 日	
上記のうち休学等の期間	年 月 日	～	年 月 日	

※ 事務室使用欄

在学月数の確認	在学月数	休学等月数	左記の月数が定時・通信の場合×3/4	=	月
	( )	-			
	(補足)	・月数=月の初日に在学・休学していた月を1月とする。 ・現在通学している学校の期間を含めて計算する。			

道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合算額の確認(507,000円未満であること。)	<input type="checkbox"/>	課税証明書により確認	
	保護者①	保護者②	
		+	=

チェック	<input type="checkbox"/>	① 就学支援金受給歴あり
	<input type="checkbox"/>	② 退学歴あり
	<input type="checkbox"/>	③ 在学36月以内
	<input type="checkbox"/>	④ 在学36月を超える(既卒者以外)
	<input type="checkbox"/>	⑤ 既卒者
	<input type="checkbox"/>	⑥ 学び直し支援金の受給期間は終了している
	(補足)『①②③』、『①②④』にチェックがある場合は、要件を満たした月から24月まで学び直し支援金が受給できます。	

減免の額	④又は⑤にチェックがある場合(ただし『①②④』の場合は⑥を満たすこと)
	授業料額 = 減免の額

※ 全日制及び定時制は月額で記入、通信制は総額で記入する。

様式第2号(第4条関係)

意見書					
課程	全日・定時・通信	学科	科	学年	年
生徒名					
減免の額	授業料額	円	-	就学支援金等の額	円 = 減免の額 円
減免の期間	年 月 から 年 月 まで				
授業料の減免に関する意見欄					
<p>上記のとおり授業料の減免申請について意見を申し述べます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県立 高等学校長 </p> <p>佐賀県教育委員会教育長 様</p>					

備考

- 1 申請者が条例第2条第3項第1号に該当する場合は、修学の意欲その他の参考となる事項(入学を志望した動機、長期間にわたり在籍するに至った理由等)を記載する。
- 2 申請者が条例第2条第3項第2号に該当する場合は、授業料の額が就学支援金等の額を超える理由を記載する。

様式第3号(第5条関係)

佐賀県教育委員会指令 第 号  
(学校名) 高等学校  
(課程) (学年) 年  
(生徒名)

授業料減免決定通知書

申請のあった授業料の減免については、佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年佐賀県条例第17号)の規定により下記のとおり減免する。

なお、申請した事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。

記

減免の期間	減免の額
年 月 日から 年 月 日まで	円

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長

様式第4号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

学校長名

年度授業料減免報告書

下記のとおり授業料の減免の決定をしましたので報告します。

記

課程	学年	生徒名	減免の根拠 条項	減免期間	減免 月数	減免額 (月額)	指令 番号
					月	円	

※ 通信制については、減免月数は空欄とし、減免額は総額を記入すること。



様式第1号（第4条関係）

（平30教委規則10・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

(平成二十二年四月一日)

(政令第百十二号)

改正 平成二三年一二月一六日政令第三九六号

同二四年七月二五日同第二〇〇号

同二五年三月二九日同第九九号

同二六年三月三一日同第一二四号

同二八年一一月二四日同第三五三号

同二九年一二月八日同第三〇一号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令をここに公布する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

(平二六政一二四・改称)

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第三条第二項、第四条第三項、第六条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項並びに第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 法第三条第一項に規定する者(次号において「生徒等」という。)に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。)がいる場合 当該保護者
- 二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等(当該生徒等が主として他の者の収入

により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)

- 2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、**保護者等**（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の**道府県民税所得割**（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の**額と市町村民税所得割**（就学支援金が支給される月の属する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の**額**とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。）が五十万七千円以上である者とする。

（平二六政一二四・全改、平二九政三〇一・一部改正）

（高等学校等に在学した期間の計算の特例）

第二条 法第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

- 一 その初日において在学していた高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）が高等学校定時制課程等（高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校の課程に類する課程であつて、夜間その他特別な時間において授業を行うもの又は通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）をいう。次号において同じ。）のみであった月
- 二 その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等及びそれ以外の高等学校等であった月（当該高等学校定時制課程等が当該月に係る支給対象高

等学校等（法第五条第一項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。）であつた月に限る。）

2 法第三条第三項の政令で定める月数は、一月の四分の三に相当する月数とする。

（平二五政九九・平二六政一二四・一部改正）

（支給限度額）

第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 高等学校等（次号から第六号までに掲げるものを除く。） 九千九百円
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程（第五号に掲げるものを除く。） 九千六百元
- 三 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程（第五号に掲げるものを除く。） 二千七百元
- 四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程（次号に掲げるものを除く。） 五百二十円
- 五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。）で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額
- 六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円  
（平二五政九九・平二六政一二四・平二八政三五三・一部改正）  
（支給限度額の加算）

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）以外の者の設置する高等学校等

二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）

三 地方公共団体の設置する専修学校

2 法第五条第二項の政令で定める受給権者は、次の各号に掲げる者とし、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が二十五万七千五百円未満である受給権者（保護者等（保護者等が二人以上いるときは、その全員。第三号において同じ。）が当該道府県民税及び市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者（次号及び第三号において「保護者等国内居住受給権者」という。）に限り、次号及び第三号に掲げる者を除く。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

二 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限り、次号に掲げる者を除く。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額

三 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限る。） 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

（平二三政三九六・平二四政二〇〇・平二五政九九・平二六政一二四・平二八政三五三・平二九政三〇一・一部改正）

（就学支援金の支給の停止）

第五条 法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学

した場合とする。

- 2 就学支援金は、法第八条第一項の規定による申出をした受給権者については、前項に規定する場合に該当する旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、その支給を停止する。

（平二六政一二四・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一二月一六日政令第三九六号）

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二四年七月二五日政令第二〇〇号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第四条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年三月二九日政令第九九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第二条第一項の規定は、平成二十五年四月以後の月に係る私立高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三項に規定する

私立高等学校等をいう。以下同じ。)に在学した期間の計算について適用し、同年三月以前の月に係る私立高等学校等に在学した期間の計算については、なお従前の例による。

- 3 新令第三条の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月三十一日政令第一二四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年十一月二四日政令第三五三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月八日政令第三〇一号)  
(施行期日)

- 1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第一条第二項及び第四条第二項の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。